

保険業法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を的確に行うため、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限を延長するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の特例措置の期限延長

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を令和九年三月三十一日まで五年間延長する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。